

## 東日本大震災津波に伴う現場代理人の兼務に関する Q & A

### Q 1 道路維持修繕等の業務委託との兼務は認められますか。

維持修繕等の業務委託は、事故や災害による施設損傷があった場合に即時対応が求められることが多く、兼務の条件としている「一方の現場に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと」の履行が困難と思われることから、原則としては認められません。なお、業務委託の内容が兼務の条件を満足できると見込まれる場合は、個別に発注者（工事担当公所）に確認してください。

### Q 2 平成 24 年 3 月 1 日より東日本大震災津波に伴う災害復旧工事以外の工事同士での兼務が認められますが、これ以前に公告又は契約済みの工事も兼務が認められますか。

「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」が添付されている工事であれば、東日本大震災津波に伴う災害復旧工事以外の工事同士でも兼務ができます。

### Q 3 この現場代理人兼務は、いつから認められますか。

平成 23 年 10 月 28 日以降に公告する工事が対象です。対象工事については、兼務対象工事である旨記載した特記仕様書を添付しています。また、契約済みの工事については、発注者（工事担当公所）に確認してください。

なお、制度適用直後で特記仕様書の添付が間に合わない場合がありますが、その場合は契約済み工事と同様に取り扱いますので、発注者（工事担当公所）に確認してください。

### Q 4 既に契約済みの工事がありますが、① 2 件とも契約済みの工事、② 契約済みと新規受注の工事 の組み合わせの場合は対象になりますか。

対象工事の条件を満たす場合は、①、②のどちらの組み合わせも対象になります。契約済みの工事については、個別に発注者（工事担当公所）に確認してください。

### Q 5 当初設計額が 3 5 百万円未満で現場代理人の兼務が認められたが、設計変更で 3 5 百万円以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

当初設計金額により兼務が認められた工事については、設計変更で 3 5 百万円以上になった場合でもそのまま兼務が認められます。

なお、現場代理人が（主任・監理）技術者を兼ねる場合、請負代金額が 3 5 百万円以上になると建設業法により専任の技術者の配置が求められますので注意してください。

**Q 6 市町村が35百万円以上の工事で現場代理人の兼務を認めている場合はどうなるか。**

本取扱いは、小規模な工事について現場代理人の兼務を認めることとしたものです。よって、市町村が35百万円以上の工事で兼務を認めている場合であっても、県工事と兼務する場合の市町村工事は当初設計金額が35百万円未満の工事のみが対象となります。

**Q 7 民間工事と兼務することは可能か。**

対象工事は公共工事に限ります。